

国民年金保険料 学生納付特例制度

学生のかたも20歳になったら国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることが義務付けられていますが、申請により在学期間中の国民年金保険料の納付が猶予できる「学生納付特例制度」があります。

対象者

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び個別に定められた各種学校等(夜間、定時制課程や通信制課程を含む。)に在学し、前年所得が一定額以下のかた

承認期間

令和3年4月から令和4年3月まで(申請者が学生であることを確認するため、年度ごとの申請が必要)

手続き

次のものを持参し、市保険年金課に申請してください。

- ・年金手帳
- ・学生証(令和3年度が有効期限内のもの)
または在学証明書
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・本人確認書類*

※<本人確認書類>

1点でよいもの

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障害者手帳など

2点必要なもの

健康保険被保険者証、年金手帳など

次のような場合は申請方法が異なります

前年度に学生納付特例が承認され、今年度も同じ学校に在学予定のかたには日本年金機構から申請書が送付されますので、必要事項を記入して返送してください。

但し、学校等が変わったかたはこの申請書では申請できません。

また、前年度に承認された時期によっては、申請書が送付されない場合があります。

このような場合は市保険年金課で申請してください。



学生納付特例が承認されると

学生納付特例が承認された期間は未納扱いにならず、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。

また、事故や病気で障害を負って働けなくなった場合に受給できる障害基礎年金や、亡くなった場合に残された子のいる配偶者等に支給される遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格期間にも合算されます。

但し、学生納付特例の承認を受けた期間から10年以内に遡って納付(追納)しないと、老後の年金額には反映されません。

《前納をお勧めします》

現金で決められた期限までに一括納付すると保険料が割引になります。

令和3年度 国民年金保険料の「現金」(納付書)による前納額一覧表

前納する期間	毎月納付した場合	前納額	割引額	納付期限
2年分	398,400円	383,810円	14,590円	4月末日
1年分	199,320円	195,780円	3,540円	4月末日
半年前納	前期 後期	99,660円	98,850円	810円
				10月末日

令和3年度月額 16,610円

令和4年度月額 16,590円

※現金以外の納付方法による割引額についてはお問い合わせください。

※現金納付による2年前納を希望する場合は年金事務所へご連絡ください。

※口座振替・クレジットカード払いの2年・1年前納、半年前納(4~9月分)の申し込みは2月末で終了しました。

問合せ

春日部年金事務所

☎048(737)7112(代表)

市保険年金課国民年金担当

内線140・149